多田川流域　巧みな水管理と共に進化する流域治水協議会　規約

（名称）

第１条　本会議は、特定都市河川浸水被害対策法第６条に基づき組織し、「多田川流域　巧みな水管理と共に進化する流域治水協議会」（以下「協議会」）と称する。

（目的）

第２条　協議会は、気候変動の影響による降雨量の増加や流域の開発に伴う雨水流出量の増加等により浸水被害が著しい多田川流域において、流域の持つ保水・貯留機能の適正な維持・向上、水災害リスクを踏まえたまちづくりとの連携、住まい方の工夫等流域内のあらゆる関係者が協働した、命と生業を守る総合的かつ多層的な水災害対策の効果的かつ円滑な実施を図るための協議及び連絡調整を行うことを目的とする。

（協議会の構成）

第３条　協議会は、別表１の職にある者をもって構成する。なお、必要に応じて代理を置くことができるものとする。

２　協議会には座長を置くものとし、座長は東北地方整備局長が務める。

３　協議会の招集は座長が行う。

４　協議会は、第１項によるもののほか、必要に応じて別表１の職にある者以外の者の協議会への参加を求めることができる。

５　協議会は、必要に応じて実務者会議を設置することができる。

（協議会の実施事項）

第４条　協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

１　多田川流域　巧みな水管理と共に進化する流域治水計画（以下「計画」）の作成及び変更に関する協議。

２　上記計画の諸施策等の実施に係る連絡調整並びに実施状況の評価。

３　その他、上記計画に関して必要な事項。

（会議の公開）

第５条　協議会は、原則として報道機関を通じて公開する。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

（協議会資料等の公表）

第６条　協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

２　協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、公表するものとする。

（事務局）
第７条　協議会の庶務を行うため、事務局を置く。
　　２　事務局は、国土交通省東北地方整備局北上川下流河川事務所流域治水課および宮城県土木部河川課で行う。

（雑則）
第８条　この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続き、その他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

（附則）
規約は、令和７年７月１８日から施行する。

別表１

多田川流域巧みな水管理と共に進化する流域治水協議会　委員

〇印は座長

宮城県知事
大崎市長
加美町長
大崎土地改良区　理事長
鳴瀬川沿岸土地改良区　理事長
特定非営利活動法人　防災士会みやぎ　理事長
農林水産省　東北農政局　農村振興部長
林野庁　東北森林管理局　宮城北部森林管理署長
国土交通省　国土地理院　東北地方測量部長
気象庁　仙台管区気象台　気象台長
〇　国土交通省　東北地方整備局　局長